

## ○大府市下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市下水道条例（昭和63年大府市条例第30号。以下「下水道条例」という。）第19条に規定する使用料の減免に係る基準及び事務の手續に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道使用料の減免 下水道条例で定められた使用料支払義務の一部又は全部を免除する行為をいう。
- (2) 期 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいう。
- (3) 推計汚水排出量 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置又はその他の用水設備（以下「給水装置等」という。）の漏水等により排出量が増加した期（以下「排出量増加期」という。）において、漏水等がなかったと仮定した場合に使用したと認められる排出量をいう。
- (4) 指示汚水排出量 排出量増加期において、市の水道メータにより計量認定された排出量をいう。
- (5) 減免排出量 指示汚水排出量から推計汚水排出量を控除した排出量に、減免する率（以下「減免率」という。）を乗じて得た排出量をいう。

(減免要件)

第3条 下水道条例第19条に規定する公益上その他特別の事情に該当する要件は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 適正な管理下において給水装置等が不可抗力により漏水した場合。ただし、不表現水に限る。
- (2) 市配水管等の事故により給水装置等が故障し、漏水が発生した場合
- (3) 火災その他の災害時における消火、復旧等の活動に給水装置等を使用した場合。ただし、故意にその原因を発生させた場合を除く。
- (4) その他下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が特に認めた場合

(減免方法)

第4条 下水道使用料の減免は、前条の規定に該当した場合に指示汚水排出量から減免排出量を控除することにより行う。この場合において、控除後の排出量に1立法メートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(減免率)

第5条 減免率は、次の各号に掲げる減免要件の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 100パーセント
- (2) 第3条第2号又は第3号に該当する場合 100パーセント。ただし、該当件数が多発した場合は、別途市長が定める率

(3) 第3条第4号に該当する場合 別途市長が定める率

(推計汚水排出量の認定)

第6条 推計汚水排出量は、水道料金の軽減又は免除に関する要綱第6条の規定により認定された推計使用水量をもって推計汚水排出量とする。

2 前項の規定にかかわらず、下水道条例第16条第1号ただし書、第2号及び第3号の規定により汚水排出量を認定している場合の推計汚水排出量は、原則として排出量増加期の前年同期の排出量をもって推計汚水排出量とする。ただし、現在の使用状況が排出量増加期の前年同期の使用状況と著しく異なっているときは、次の各号のいずれかにより計量認定された排出量をもって推計汚水排出量とする。

- (1) 漏水修理後の実績に基づいて推計した排出量
- (2) 排出量増加期の前の期の排出量
- (3) 排出量増加期の属する年度の前年度の平均排出量
- (4) 市長が特に認めた排出量

(減免する期)

第7条 下水道使用料を減免する期は、第3条の減免要件が発生した期とする。

(申請)

第8条 下水道使用料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第3条の減免要件が発生した期の納期限後60日を経過する日までに市長に申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請は、大府市下水道条例施行規程（令和4年大府市上下水道事業規程第4号）第21条に規定する使用料減免申請書（以下「申請書」という。）によるものとする。ただし、水道料金の軽減又は免除に関する要綱第8条第2項に規定する水道料金軽減・免除申請書の提出があった場合は、当該申請がなされたものとみなす。

3 申請者は、申請書に次の各号に掲げる減免要件の区分に応じ、当該各号に定める証明書等を添付しなければならない。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 市の指定する者が発行した修理工事施行証明書
- (2) 第3条第3号に該当する場合 市が発行したり災証明書

(適用除外)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、下水道使用料の減免は行わないものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合のうち、前回減免適用後3年を経ずに再申請した場合。ただし、前回適用した給水装置が適用後に新築等により全面的に更新された場合は除く。
- (2) 第3条第1号に該当する場合のうち、給水装置等の竣工後の業者保証期間（6月間）中に減免を申請した場合
- (3) 給水装置の露出部分からの漏水の場合
- (4) 給水装置のうち給水管に直結する給水用具及び特殊器具から給水栓までの漏水の場合
- (5) 用水設備の露出部分からの漏水の場合
- (6) 用水設備のうち配水管に直結する給水用具及び特殊器具から給水栓までの漏水の場合
- (7) 用水設備の管理不十分による漏水の場合

- (8) 市の修繕指示に従わない場合
- (9) 申請期限内に申請がなかった場合
- (10) 申請書に必要な書類の添付がなかった場合
- (11) 申請書等に虚偽の記載をして申請した場合
- (12) 水道料金及び下水道使用料を滞納している場合

附 則

この要綱は、平成2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。